

神奈川県住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金

補助事業実施の手引

《令和8年度版》

〒231-0005

神奈川県横浜市中区本町1-2 日本経済新聞社横浜支局ビル2階

神奈川県脱炭素戦略本部室補助金審査事務局

住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助担当

TEL: 050-1784-5835

神奈川県住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金ホームページ:

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/solar_home/taiyoukouchikudenchi.html

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く。)

8:45～17:00(12:00～13:00を除く。)

<注意事項>

- 要綱で定める工事着手日より前に申請し、交付決定の通知を受けてください。
交付決定の通知前に工事等を行った場合は、補助金交付の対象となりません。
(補助対象設備の設置に係る工事の着手、太陽電池モジュール・蓄電池の搭載された住宅の引渡のほか、太陽電池モジュール・蓄電池をご自身で調達する場合は、当該機器の購入が該当します)
- 不備不足のない書類が到着した日が、申請の受領日となります。受領日を起点として審査が始まり、交付決定まで2～3か月程度を要する可能性があります。
- 補助事業は令和9年3月31日(水)までに完了しなければなりません。
- 令和9年3月31日(水)までに実績報告書を提出できない場合は、令和9年3月31日(水)までに実施状況報告書を提出してください。
- 補助事業が完了したら、完了日から2か月以内又は令和9年4月30日(金)のいずれか早い期日までに実績報告書を提出してください(必着)。
期日を過ぎての提出となった場合、補助金交付の対象となりません。

目次

はじめに	3
申請にあたって	3
この手引で使用される用語について	3
令和7年度からの変更点	4
第1章 補助の概要	5
1 本補助の目的	5
2 受付期間	5
3 補助事業実施の流れ	5
第2章 補助事業の内容	6
1 補助事業（申請できる事業）	6
2 補助事業者（申請できる者）の要件	8
3 補助対象経費	8
4 補助額	9
第3章 補助金の交付申請	10
1 受付期間等	10
2 申請時に提出が必要な書類	11
2-1 戸建住宅の場合	12
2-2 共同住宅の場合	15
3 不備があった場合の対応	19
4 交付決定	19
第4章 事業の実施	20
1 事業着手	20
2 事業実施中の注意事項	20
第5章 事業の完了報告	23
1 事業の完了	23
2 実績報告時に提出が必要な書類	24
2-1 戸建住宅の場合	24
2-2 共同住宅の場合	27
3 不備があった場合の対応	30
第6章 補助金の交付	31
1 補助金の振込み	31
2 補助事業における利益等排除の考え方	31
3 財産の管理	31
第7章 書類の提出先・問合せ先	32
付録 写真用ボード	33

// はじめに

申請にあたって

必ず、「神奈川県家庭部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱」、「神奈川県住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金交付要領」、「神奈川県住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金補助事業実施の手引<<令和8年度版>>」（この手引）をよくお読みいただき、ご理解・ご納得いただいたうえで手続きを行ってください。

この手引で使用される用語について

用語	定義
住宅	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第1項に定める住宅をいいます。
戸建住宅	一つの住宅に一つの住戸を有する一の建築物をいいます。
共同住宅	一つの住宅に二以上の住戸を有する一の建築物をいいます。
新築注文住宅	工事請負契約における建築主が、自ら居住することを目的に建築する新築住宅をいいます。
新築分譲住宅	不動産売買契約における購入者が、自ら居住することを目的に購入する新築住宅をいいます。
蓄電システム等	太陽光発電設備で発電した電力を効果的に利用する蓄電システム並びに太陽光発電設備で発電された電力と蓄電システムに充電された電力を停電時に利用するための設備をいいます。
要綱	「神奈川県家庭部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱」のことをいいます。
要領	「神奈川県住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金交付要領」のことをいいます。
手引	「神奈川県住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金補助事業実施の手引<<令和8年度版>>」（この手引）のことをいいます。

令和7年度からの変更点

● 新たに共同住宅に導入する事業を補助対象としました。

新たに補助対象となる方

- ・ 県内の分譲共同住宅の管理組合
 - ※ 管理組合が設立されていない場合は、建築主が申請を行えますが、実績報告書の提出以降の手続きは申請後に設立された管理組合が行う必要があります。
- ・ 県内の賃貸共同住宅を所有する個人又は法人（国及び公共法人を除く。）

新たに補助対象となる住宅

次の要件をすべて満たす共同住宅です。

- ・ 神奈川県内の住宅
 - ・ 耐震性能を確保した住宅（下記のいずれかを満たすもの）
 - ①昭和56年6月1日以降に建築確認を得て着工したもの
 - ②現行の耐震基準に適合させる改修工事が施工されているもの
 - ③上記①②の要件を満たさないが、本年度中に現行の耐震基準に適合させる改修工事を施工予定のもの
- ※事務所・店舗等との併用住宅も含みます。

→詳細については「第2章 補助事業の内容」を参照してください。

● 受付を2期に分けて行うこととしました。

受付期間は、次のとおりです。ただし、受付期間に関わらず、各期において、予算を上回る申請があった場合は、受付を締め切ることがあります。受付状況は神奈川県のホームページ上でお知らせします。

（第1期）令和8年5月11日（月曜日）から6月30日（火曜日）まで

（第2期）9月頃実施予定（受付は電子申請システムのみ）

→詳細については「第3章 補助金の交付申請」を参照してください。

// 第1章 補助の概要

1 本補助の目的

2050年脱炭素社会の実現に向けて、家庭部門における脱炭素化を推進するため、太陽光発電・蓄電池の設置に要する経費の一部を補助します。

2 受付期間

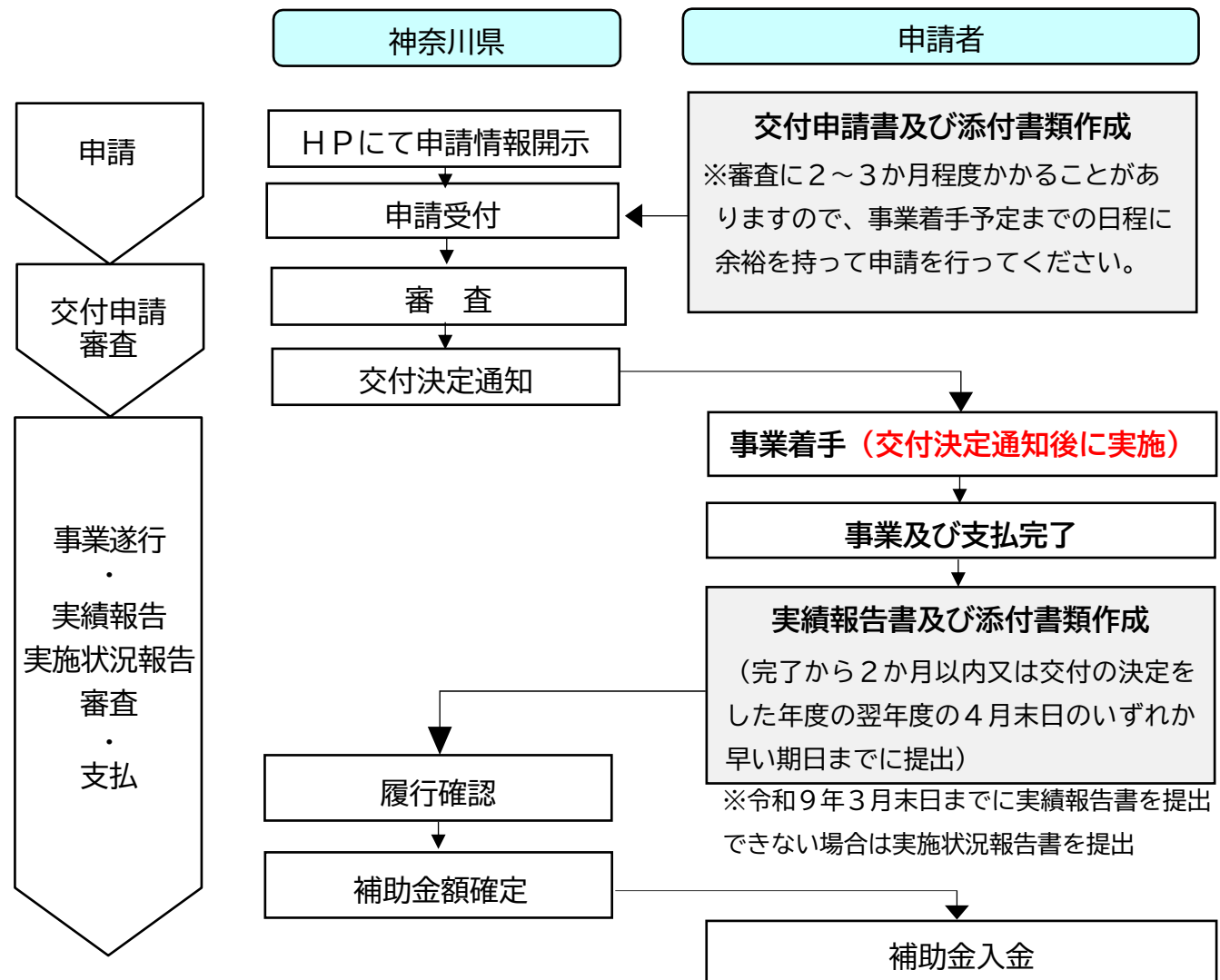
受付期間は、次のとおりです。ただし、受付期間に関わらず、各期において、予算を上回る申請があった場合は、受付を締め切ることがあります。受付状況は神奈川県ホームページ上でお知らせします。

(第1期) 令和8年5月11日(月曜日)から6月30日(火曜日)まで

(第2期) 9月頃実施予定(受付は電子申請システムのみ)

※詳細については「第3章 補助金の交付申請」を参照してください。

3 補助事業実施の流れ



// 第2章 補助事業の内容

1 補助事業（申請できる事業）

（1）補助の対象となる住宅

補助の対象となる住宅は戸建住宅（賃貸住宅を除く。）又は共同住宅で、次の要件をすべて満たす住宅です。

○神奈川県内の住宅

○耐震性能を確保した住宅（下記のいずれかを満たすもの）

①昭和56年6月1日以降に建築確認を得て着工したもの

②現行の耐震基準に適合させる改修工事が施工されているもの

③上記①②の要件を満たさないが、本年度中に現行の耐震基準に適合させる改修工事を施工予定のもの

※ 事務所・店舗等との併用住宅も含まれます。

！ 注意点

戸建住宅の場合、賃貸住宅に設置することはできません。

（2）太陽光発電及び蓄電システム等

本補助は、太陽光発電と蓄電システム等の両方を同時に導入する場合のみが対象となります。それぞれの設備の要件は次のとおりです。

設備	項目	内容
太陽光発電設備	契約	補助事業を実施する年度の3月末日までに太陽光発電設備・蓄電システム等の設置工事が行われるもの。 ※補助事業者以外との契約は補助事業となりません。
	設備	設置容量が1kW以上10kW未満であること。 既存の設備に増設を行う場合は、増設後の設置容量が10kW未満であること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく発電計画認定の基準を満たしていること。 設備のメーカーが国外企業の場合、当該メーカーの日本法人があること。 未使用品であること。 地絡検知機能を有していること。 停電時においても電力供給を継続する機能を有していること。
蓄電システム等	設置	新たに設置される太陽光発電設備と併せて設置するものであること。

	消費	新たに設置する太陽光発電設備で発電された電力の全部又は一部を、蓄電システムに充電するとともに充電した電力を当該住宅で消費することが可能であること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・未使用品であること。 ・国が実施する令和7年度及び令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金のうち、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化等支援事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下「S I I」という。）により、補助金交付申請日時点において令和7年度以降に登録されているものであること。 <p>※S I Iホームページ https://zehweb.jp/registration/battery/</p>
	機能	<p>【通常時（連系運転時）の機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備から蓄電システムへ充電できること。 ・蓄電システムから住宅へ給電できること。 <p>【停電時（自立運転時）の機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作を行うことなく、太陽光発電システムから蓄電システムへ充電できること。 ・操作を行うことなく、蓄電システムから住宅へ給電できること（自動切替え）。 <p>※ 停電時においても操作を行うことなく、通常時に使用していた電気設備の全部又は一部が使用できること。</p> <p>○：特定負荷又は全負荷の設定をする場合* ×：停電時のみ使用可能なコンセントを設置する場合 *導入する設備の機能に応じて設定した負荷とすること</p>

（3）併用できない補助金

同一年度内に神奈川県の実施する次の補助金を申請している場合は、本補助金の交付申請を行うことができません。

（ア）	神奈川県家庭部門脱炭素推進事業費補助金交付要綱第3条第1項第1号の補助金（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金）
（イ）	神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱に基づく補助金

※国及び市町村の実施する補助金との併用は可能です。ただし、補助金の種類によっては、規定で県との併用を認めていない場合がありますので、御利用を検討されている補助制度の確認をお願いします。

2 補助事業者（申請できる者）の要件

（1）戸建住宅の場合

- ・補助対象住宅を所有又は区分所有する個人
補助事業者が複数の者の場合は、いずれか一者が補助金の申請及び報告を行うものとします。

（2）共同住宅の場合

- ・県内の分譲共同住宅の管理組合
管理組合が設立されていない場合は、建築主が申請を行うことができますが、実績報告書の提出以降の手続きは申請後に設立された管理組合が行う必要があります。
- ・県内の賃貸共同住宅を所有する個人又は法人（国及び公共法人を除く。）
補助事業者が複数の者の場合は、いずれか一者が補助金の申請及び報告を行うものとします。

3 補助対象経費

補助の対象となる経費は次のとおりです。

区分	内容
設備費	補助事業の実施に必要な補助対象設備の購入及び製造等に要する経費
設置工事費	補助事業の実施に必要な補助対象設備の設置に要する経費（設計費、工事費、諸経費）

！ 注意点

次の費用は補助対象経費に含まれません。必ず補助対象経費から除いて申請してください。

- ①消費税及び地方消費税相当額
- ②太陽光発電・蓄電池の設置と直接関わりのない費用
例) 電力申請費用、補助金申請費用、収入印紙費用 等
- ③太陽光発電・蓄電池以外の費用
例) HEMS 設置費用（蓄電システムと費用を切り離すことができる場合）、アンテナ移設費用 等
- ④住宅以外の部分に太陽光発電を設置する費用
例) カーポートへの設置に係る費用

4 補助額

設備・区分	内容
太陽光発電設備	<p>発電出力に1kW 当たり7万円を乗じた額。 ただし、補助対象経費を上限とする。</p> <p>【発電出力の算出方法】 発電出力は、太陽電池モジュール全体の公称最大出力とパワーコンディショナーの定格出力（<u>力率1.0</u>）のうち、いずれか低い方の数字で算出します。 ※FIT（固定価格買取制度）の活用の有無は問いません。</p>
蓄電システム等	<p>導入する蓄電システム台数に1台当たり15万円を乗じた額。 ただし、補助対象経費を上限とする。</p> <p>【注意】 蓄電システム台数とは、SIIに登録されているパッケージ型番の数を表します。蓄電池ユニットの数ではありませんのでご注意ください。</p>

※ 算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てます。

※ 補助金額は太陽光発電設備と蓄電システム等を合算して算出します。

※ 申請者が実質的に費用を負担しない場合は補助対象外となります。

Q&A	
Q1	3.85kW の太陽光発電設備と、1台の蓄電システム等を設置する場合の補助金額はどれくらいになりますか。
A1	太陽光発電設備が269,000円（千円未満を切捨て）、蓄電システム等が150,000円となるため、合計419,000円が補助金額となります。
Q2	補助金額に上限はありますか。
A2	上限は設けていませんが、太陽光発電設備は10kW 未満の容量で設置いただくこととなるため、太陽光発電の部分については700,000円未満で交付することとなります。

第3章 補助金の交付申請

1 受付期間等

(1) 受付期間

【第1期】令和8年5月11日（月曜日）～6月30日（火曜日）

受付方法：電子申請システム又は郵送

（郵送は令和8年5月11日（月曜日）の消印分から受け付けます）

【第2期】9月頃実施予定

受付方法：電子申請システムのみ

（受付期間は、改めてホームページ上でお知らせします）

※上記期間外に到達した申請は受け付けません。受付期間前に届いた申請については、再度受付期間中に申請いただく必要があります。また、郵送により到達した申請書類の返却もできません。

※期間内に予算を上回る申請があった場合は、受付期間終了前に受付を締め切ることがあります。受付状況はその都度、ホームページ上でお知らせします。

※交付決定がなされるまでは事業に着手することはできません。交付決定が着手予定日に間に合わない場合は、着手を後ろ倒しにさせていただく必要があります。

また、審査に2～3か月程度かかることがありますので、着手予定までの日程に余裕を持って申請を行ってください。

なお、交付決定前に着手した場合は、いかなる場合でも補助金の対象となりません。

※申請者ご本人が電子申請又は郵送での申請手続きを行う必要があります。設置事業者等による代行申請はできません。申請受理後に代行申請が判明した場合は補助金の交付対象外となる可能性があります。

！注意点

次の申請は受付することができず、不受理となる可能性がありますのでご注意ください。不受理となった場合は、再度申請を行っていただきますが、再申請が補助金受付期間を過ぎていた場合は、受け付けることができません。

※受付期間の締切り間際に申請があった場合は、不受理の連絡が受付期間後となり、再申請が出来なくなる可能性があります。

【不受理となる可能性のある案件】

- ①受付期間外の申請 ※郵送は令和8年5月11日（月曜日）の消印分から受け付けます
- ②電子申請の場合、申請をした者と別の者の書類が添付されている申請
- ③郵送でなく、宅配便等による配送で到達した申請

- ④導入する太陽光発電・蓄電池の型番や仕様が明確に読み取れない申請
- ⑤交付申請書の申請者欄、申請者の連絡先、施工事業者が未記入である等、交付申請の体裁をなしていない申請（昨年度の様式をつかった申請を含む）

（２）補助金交付申請から交付決定まで

- ・申請は、要綱、要領及び手引をよく確認した上で、**申請者本人から**県に補助金交付申請書及び添付書類を提出してください。
- ・要綱等に基づく審査を行った上で補助金の交付の可否について決定し、通知します。神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）に基づき申請者、補助対象住宅の共有者等が暴力団又は暴力団員でないことを確認します。
- ・交付決定通知書は実績報告の際に必要となりますので大切に保管してください。

※提出した申請書の記載内容に軽微な誤りがあった場合には、事実に基づき、申請者の不利益にならない範囲において訂正する場合があります。

！ 注意点

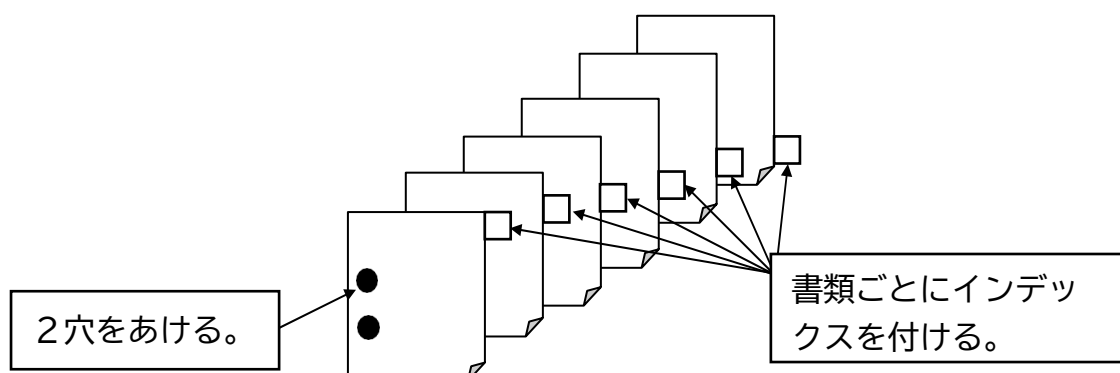
電子申請システムで申請した場合、県側で受付を行うと「完了」と表示されますが、この「完了」は**交付決定を意味するものではありません**のでご注意ください。
交付決定の際は、交付決定通知書を郵送します。

2 申請時に提出が必要な書類

提出する書類は次のとおりです。必要書類を確認の上、各受付期間で指定された方法（電子申請システム又は郵送）で提出してください。**持込みでの提出は受け付けません**。郵送により提出する場合は、書類にインデックスを付けてください。

※提出方法は「第 7 章 書類の提出先・問合せ先」を参照してください。

<イメージ>



2-1 戸建住宅の場合

番号	提出書類	提出書類の詳細など	要否									
(1)	交付申請書 (別表3第1-1号 様式)	ホームページから所定の様式をダウンロードし、必要事項を記入すること。 記載例を必ずご確認ください。	◎ 必須									
(2)	事業計画書 (別表3第1-1号 様式別紙1)	※必ず今年度の様式をご利用ください。昨年度の様式で記載された申請は受付できません。										
(3)	契約書(写し)又はこれに代わるもの	住宅所有者本人との契約関係がわかるものが必要です。 ※契約手続が終わっていないため契約書が提出できない場合は発注書・見積書等での代替が可能です。 ※支払方法に「クレジット」の表記がある場合は、クレジットカードによる支払いか、ローン払いによるものか補記してください。	◎ 必須									
(4)	補助事業に係る経費の内訳書類 (見積書等)	<p>契約書の写し又はこれに代わるものに、補助事業に係る経費の額が明記されていない場合は、補助事業に係る経費の内訳を証する書類を提出すること。</p> <p>※要記載項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宛名(住宅所有者と一致していること) ・太陽光発電及び蓄電システムそれぞれの設備費・設置工事費(分けて記載されていること) ・太陽電池モジュールの型番、パワーコンディショナーの型番、蓄電システムの型番およびそれぞれの数量 <p>(注意) 値引きがある場合は、見積書上のどの項目からの値引きになるか記載してください。</p> <p>なお、新築注文住宅や新築分譲住宅の場合等については、請負契約全体の明細書及び、補助対象経費(太陽光発電・蓄電システムに係る費用)の内訳が明らかとなる明細書が必要となります。</p> <p><例></p> <p>太陽光発電・蓄電システム等の工事が請負契約全体のうち、特殊工事という工事に含まれる場合</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">1 建物本体</td> <td style="padding: 2px;">〇〇円</td> <td rowspan="4" style="padding: 2px;">① 工事ごとの内訳 がわかる書類</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">2 特殊工事</td> <td style="padding: 2px;">〇〇円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">3…</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">請負金額計</td> <td style="padding: 2px;">〇〇〇円</td> </tr> </table>	1 建物本体	〇〇円	① 工事ごとの内訳 がわかる書類	2 特殊工事	〇〇円	3…		請負金額計	〇〇〇円	△ 該当のみ
1 建物本体	〇〇円	① 工事ごとの内訳 がわかる書類										
2 特殊工事	〇〇円											
3…												
請負金額計	〇〇〇円											

		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 2 特殊工事 太陽光工事 ○〇円 蓄電池工事 ○〇円 ... 合計 ○〇〇円 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 太陽光設備 ○〇円 太陽光工事 ○〇円 蓄電池設備 ○〇円 蓄電池工事 ○〇円 </div> <p>② 太陽光発電・蓄電システム等が含まれる工事の中の内訳がわかる書類</p> <p>③ 太陽光発電・蓄電システムの補助対象経費の内訳がわかる書類</p> <p>上記3点をご提出いただく必要があります。</p>	
(5)	補助対象設備の仕様が確認できる書類※	設置する補助対象設備の仕様が確認できる書類をすべて提出すること。 ※次の①～④の製品カタログ、図面、仕様書などが該当します。 ①太陽電池モジュールの型式、公称最大出力が確認できる製品カタログ等（該当部分のみ） ②パワーコンディショナーの型式、定格出力が確認できる製品カタログ等（該当部分のみ。蓄電システム等に含まれている場合には省略可） ③蓄電池ユニット、蓄電システム等の型式（パッケージ型番）、蓄電容量が確認できる製品カタログ等（該当部分のみ） ④SIIの登録済製品一覧（該当部分のみ）の抜粋 (https://zehweb.jp/registration/battery/)	◎ 必須
(6)	補助事業者の住民票の写し	個人番号（マイナンバー）の記載がないもの又はマスキングされたもので、発行日から3か月以内のもの。	◎ 必須
(7)	委任状（別表3第1号様式別紙2）及び委任者の住民票の写し ※補助対象者が複数の者の場合のみ	補助事業者が複数の者の場合は提出すること。 住民票は個人番号（マイナンバー）の記載がないもの又はマスキングされたもので、発行日から3か月以内のものを提出すること。 ※本書類は、申請者が設置事業者等に補助金申請を委任するためのものではありません。 補助金申請は必ず申請者ご本人から行ってください。 ※必ず今年度の様式をご利用ください。 昨年度の様式で記載された申請は受付できません。	△ 該当のみ
(8)	*既存住宅・新築注文住宅・新築分譲住宅の違いはQ&Aを参照してください。		◎
	既存住宅の場合 住宅の登記事項証明書の写し又はこれに	既存の住宅において実施する場合のみ提出すること。登記情報提供サービス等でダウンロードしたものは不可。 ※登記事項証明書が提出できない場合は、住宅購入時の契約書	い ず れ か 必 須

	代わるもの	等、申請者が当該住宅を所有していることがわかる書類を提出してください。	
	新築注文住宅の場合 建築確認済証の写し 又はこれに代わるもの	新築注文住宅の場合は提出すること。 ※提出できない場合は、住宅所有予定者との請負工事契約書等を提出してください。	
	新築分譲住宅の場合 申請者との住宅購入に係る契約書	新築分譲住宅の場合は、住宅購入に係る契約書を提出すること。	
(9)	現行の耐震基準に適合させる改修工事が施工されていることを証する書類の写し ※昭和 56 年 6 月 1 日より前に建築確認を得て着工した住宅の場合	耐震基準適合証明書等を提出すること。 (構造計算書の提出は不可) なお、今年度中に現行の耐震基準に適合させる改修工事を実施する場合は、実績報告時に提出すること。	△ 該当のみ
(10)	受電地点特定番号がわかる資料	二世帯住宅で、二世帯目以降の申請をする場合のみ 交付申請時に受領していない場合には実績報告時に提出すること。 ※同一の設置場所において付与されているすべての受電地点特定番号がわかる資料を添付すること。	△ 該当のみ
(11)	利益等排除に関する書類	補助対象経費の中に、補助事業者自身、100%同一の資本に属するグループ企業又は関係会社からの調達(工事含む)する場合のみ提出すること。	△ 該当のみ
(12)	その他知事が必要と認める書類	必要な場合は追加の書類の提出を求めることがあります。	△ 該当のみ

Q&A

Q 既存住宅・新築注文住宅・新築分譲住宅の違いを教えてください。

A 本補助金申請において、既存住宅は築年数に関わらず、既に引き渡されている場合を表します。新築注文住宅は住宅の購入時に太陽光発電・蓄電システムを設置する場合、新築分譲住宅は太陽光発電・蓄電システムが搭載された分譲住宅(建売住宅)を購入する場合となります。

例えば、分譲住宅に太陽光発電・蓄電システムを設置する場合であっても、その分譲住宅が既に引き渡されている場合は、既存住宅としてご申請いただく必要があります。

2-2 共同住宅の場合

番号	提出書類	提出書類の詳細など	要否										
(1)	交付申請書 (別表3第1-2号 様式)	ホームページから所定の様式をダウンロードし、必要事項を記入すること。 記載例を必ずご確認ください。	◎ 必須										
(2)	事業計画書 (別表3第1-2号 様式別紙1)	※必ず今年度の様式をご利用ください。 昨年度の様式で記載された申請は受け付けできません。											
(3)	契約書(写し)又は これに代わるもの	申請者との契約関係がわかるものが必要です。 ※共同住宅の新築・購入と補助対象設備に係る契約が別々の場合は、両方を提出してください。 ※変更契約書も提出してください。 ※支払方法に「クレジット」の表記がある場合は、クレジットカードによる支払いか、ローン払いによるものか補記してください。	◎ 必須										
(4)	補助事業に係る経費の内訳書類 (見積書等)	契約書の写し又はこれに代わるものに、補助事業に係る経費の額が明記されていない場合は、補助事業に係る経費の内訳を証する書類を提出すること。 ※要記載項目 ・宛名(申請者と一致していること) ・太陽光発電及び蓄電システムそれぞれの設備費・設置工事費(分けて記載されていること) ・太陽電池モジュールの型番、パワーコンディショナーの型番、蓄電システムの型番及びそれぞれの数量 (注意) 値引きがある場合は、見積書上のどの項目からの値引きになるか記載してください。 なお、新築の場合等については、請負契約全体の明細書及び、補助対象経費(太陽光発電・蓄電システムに係る費用)の内訳が明らかとなる明細書が必要となります。 <例> 太陽光発電・蓄電システム等の工事が請負契約全体のうち、特殊工事という工事に含まれる場合 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>1 建物本体</td> <td>〇〇円</td> <td rowspan="3">① 工事ごとの内訳 がわかる書類</td> </tr> <tr> <td>2 特殊工事</td> <td>〇〇円</td> </tr> <tr> <td>3 …</td> <td></td> </tr> <tr> <td>請負金額計</td> <td>〇〇〇円</td> <td></td> </tr> </table>	1 建物本体	〇〇円	① 工事ごとの内訳 がわかる書類	2 特殊工事	〇〇円	3 …		請負金額計	〇〇〇円		△ 該当のみ
1 建物本体	〇〇円	① 工事ごとの内訳 がわかる書類											
2 特殊工事	〇〇円												
3 …													
請負金額計	〇〇〇円												

		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 2 特殊工事 太陽光工事 ○〇円 蓄電池工事 ○〇円 ... 合計 ○〇〇円 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 太陽光設備 ○〇円 太陽光工事 ○〇円 蓄電池設備 ○〇円 蓄電池工事 ○〇円 </div> <p>上記3点をご提出いただく必要があります。</p>	② 太陽光発電・蓄電システム等が含まれる工事の中の内訳がわかる書類 ③ 太陽光発電・蓄電システムの補助対象経費の内訳がわかる書類
(5)	補助対象設備の仕様が確認できる書類※	設置する補助対象設備の仕様が確認できる書類を提出すること。 ※次の①～④の製品カタログ、図面、仕様書などが該当します。 ①太陽電池モジュールの型式、公称最大出力が確認できる製品カタログ等（該当部分のみ） ②パワーコンディショナーの型式、定格出力が確認できる製品カタログ等（該当部分のみ。蓄電システム等に含まれている場合には省略可） ③蓄電池ユニット、蓄電システム等の型式（パッケージ型番）、蓄電容量が確認できる製品カタログ等（該当部分のみ） ④SIIの登録済製品一覧（該当部分のみ）の抜粋 (https://zehweb.jp/registration/battery/)	◎ 必須
(6)	補助事業者の住民票の写し等	<u>補助事業者が個人の場合</u> 住民票（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの又はマスキングされたもので、発行日から3か月以内のもの） <u>補助事業者が法人の場合</u> 当該法人に係る現在事項または履歴事項証明書（発行日から3か月以内のもの） <u>補助事業者が管理組合の場合</u> 代表者の住民票（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの又はマスキングされたもので、発行日から3か月以内のもの）	◎ 必須
(7)	管理組合の集会の決議によることを明らかにする書類	補助事業者が管理組合の場合に、補助対象設備の設置が管理組合の集会の決議によることを明らかにする書類（議事録等）を提出すること。 なお、建築主が申請する場合は、補助対象設備が後に設立される管理組合により管理されることが確認できる書類を提出すること。	△ 該当のみ

(8)	役員等全員の氏名一覧表（別表3第1号様式別紙3）	補助事業者が法人の場合に、提出すること。 ※神奈川県警察本部に照会する事項なので、必ず指定様式に記載すること。 <u>※必ず今年度の様式をご利用ください。</u> 昨年度の様式で記載された申請は受け付けできません。	△ 該当のみ
(9)	建物の登記関係書類又はこれに代わるもの	賃貸共同住宅を所有する個人又は法人の場合に、次のいずれかの書類を提出すること。 ・登記事項証明書（発行日から3か月以内のもの） 登記情報提供サービス等でダウンロードしたものは不可。 ・検査済証の写し 共同住宅を新築する場合には、建築確認済証の写しを提出すること。	△ 該当のみ
(10)	現行の耐震基準に適合させる改修工事が施工されていることを証する書類の写し ※昭和56年6月1日より前に建築確認を得て着工した住宅の場合	耐震基準適合証明書等を提出すること。 （構造計算書の提出は不可） なお、今年度中に現行の耐震基準に適合させる改修工事を実施する場合は、実績報告時に提出すること。	△ 該当のみ
(11)	委任状（別表3第1号様式別紙2）及び委任者の住民票の写し <u>※補助対象者が複数の者の場合のみ</u>	補助事業者が複数の者の場合は提出すること。 住民票は個人番号（マイナンバー）の記載がないもの又はマスクキングされたもので、発行日から3か月以内のものを提出すること。 <u>※本書類は、申請者が設置事業者等に補助金申請を委任するためのものではありません。</u> 補助金申請は必ず申請者ご本人から行ってください。 <u>※必ず今年度の様式をご利用ください。</u> 昨年度の様式で記載された申請は受け付けできません。	△ 該当のみ
(12)	利益等排除に関する書類	補助対象経費の中に、補助事業者自身、100%同一の資本に属するグループ企業又は関係会社からの調達（工事含む）する場合のみ提出すること。	△ 該当のみ
(13)	その他知事が必要と認める書類	必要な場合は追加の書類の提出を求めることがあります。	△ 該当のみ

◆申請時によくある不備

分類	よくある不備	対応
事業計画書	事業着手予定日が申請から1か月以内となっている。	交付決定まで2～3か月かかる可能性があるため、事業着手予定日までに交付決定ができない場合があります。事業着手は交付決定後に行う必要があるため、工事日程を延期する必要が生じる可能性があります。
	太陽電池モジュールや蓄電システム等の型番が間違っている。	正しい型番を記載してください。見積書やカタログ記載の型番と相違がないかご確認ください。
	蓄電システム等の型番を蓄電池ユニットの型番で記載している。	SII に登録のパッケージ型番を記載してください。
	蓄電システム等の台数を蓄電池ユニットの台数で記載している。	SII 登録のパッケージ型番の台数を記載してください。
	蓄電システム等の蓄電容量が SII 記載の容量と違っている。	蓄電システム等の蓄電容量は、SII に登録されている容量を記載してください。
	太陽光発電設備・蓄電システム等の設備費・設置工事費が見積書等から読み取ることができない。	見積書等の経費の内訳書類は、太陽光発電設備及び蓄電システム等のそれぞれの設備費と設置工事費が読み取れるものをご用意ください。
	太陽光発電設備・蓄電システム等の設備費・設置工事費に、対象外の経費が入っている。	HEMS 設置費用や電力会社申請費用等は補助対象外の経費です。これらの経費を除いた金額を記載してください。
	太陽光発電設備・蓄電システム等の設備費・設置工事費が、税込金額にて記載されている。	費用はすべて税抜で記載してください。
委任状	受任者が設置事業者となっている。	委任状は、補助金交付に係る手続きを事業者委任するための書類ではありません。住宅を共有している等により補助事業者が複数の場合のみ提出してください。
	委任者の欄が補助金申請者となっている。	委任者は、補助金交付に係る手続きを任せる方となります。補助金申請者の情報は受任者の欄に記載してください。 例) AさんとBさんが補助事業者の時、Aさんが手続きを行う場合は、Aさんが受

		任者、Bさんが委任者となります。
補助事業に係る経費の内訳書類（見積書等）	太陽電池モジュールの枚数・パワーコンディショナーの数量を読み取ることができない。	見積書等に太陽電池モジュールの枚数・パワーコンディショナーの数量を明記いただくか、読み取れる資料を添付してください。

3 不備があった場合の対応

交付申請の内容に不備があった場合は、適宜修正の依頼を電話又はメール等により行います。不備がある場合は修正を行うまで補助金交付の対象となりませんので、必ずご対応ください。また、交付申請書に記載の連絡先は必ずつながるようにしていただくとともに、連絡先が変更になった場合は、「第7章 書類の提出先・問合せ先」に記載の〈問合せ先〉までご一報ください。

4 交付決定

書類を受領してから審査を行い、不備がある場合は補助金審査事務局等から修正の依頼を行います。不備の解消状況により、審査に2～3か月ほどかかる可能性があります。交付決定がなされるまでは事業に着手することはできません。交付決定が着手予定日に間に合わない場合は、着手を後ろ倒しにさせていただく必要があります。

交付決定となった場合は、申請者本人にのみ交付決定通知を郵送します。設置事業者に対しては交付決定の連絡を行いませんので、設置事業者と連携のうえ事業に着手してください（事業着手については「第4章 1 事業着手」を参照してください。）。

！ 注意点

交付決定通知は補助金の入金をお知らせするものではありません。補助金の交付は事業完了後、定められた期日までにご提出いただく実績報告書の審査の後に行います。

実績報告書の提出を行わない場合、補助金の支払いを行うことができませんので、必ずご準備ください。

第4章 事業の実施

1 事業着手

事業の着手は、必ず交付決定の日以降に行ってください。交付決定通知書の日付よりも前に行った場合には、いかなる場合も補助金の交付の対象外となります。

【事業の着手に当たる行為】 ※契約に係る行為は、事業の着手に当たりません。

(1) 戸建住宅の場合

住宅の種類	事業の着手に当たる行為
既存住宅	補助対象設備の設置に係る工事の着手 例) 太陽光パネル設置工事、配線工事、太陽光パネル設置のための足場組立
新築注文住宅	※上記によらず、太陽光発電・蓄電池を申請者ご自身で調達する場合は、太陽光パネル・蓄電池の購入が事業着手に当たります。 ※補助対象設備の設置以外の工事(屋根葺き替え工事、アンテナ移設工事、塗装工事等)は事業の着手には当たりません。
新築分譲住宅	太陽光発電・蓄電池の搭載された住宅の引渡し ※太陽光発電・蓄電池の搭載されていない住宅を購入し、その引渡し後に新たに太陽光発電・蓄電池を導入する場合は、「既存住宅」の扱いとなります。

(2) 共同住宅の場合

事業の着手に当たる行為
補助対象設備の設置に係る工事の着手 ※上記によらず、太陽光発電・蓄電池を申請者ご自身で調達する場合は、太陽光パネル・蓄電池の購入が事業着手に当たります。 ※なお、補助対象設備の工事を含まない住宅の部分の工事については事業の着手には当たりません。
太陽光発電・蓄電池の搭載された共同住宅の引渡しを受け取得する場合は、当該共同住宅の引渡し

2 事業実施中の注意事項

(1) 実施に当たっての注意

交付決定通知を受けた補助事業者は、交付決定通知書記載の補助の内容及び条件に従い、事業を実施してください。主な内容は次のとおりです。

(ア) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。ただし、補助額に影響を及ぼすことがないものについてはこの限りではありません。また、交付決定後に補助事業の内容の変更に伴う補助金の増額はできません。

- (イ) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければなりません。
- (ウ) 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
- (エ) 次の場合、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
- (a) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
 - (b) 補助金を他の用途に使用したとき、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件、又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
 - (c) 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行ったとき。
- (オ) その他、補助金の交付等に関する規則（昭和 45 年神奈川県規則第 41 号）及び要綱の定めるところに従わなければなりません。

(2) 実施状況の確認

補助金の交付決定後に、状況確認をするため、現地調査等を行う場合があります。

(3) 変更、中止、廃止事由の発生

補助事業の内容を変更しようとする場合や取りやめる場合は、速やかに（4）や（5）の手続きを取ってください。いずれも、令和9年3月31日（水）までに不備のない書類が到着している必要があります。

(4) 変更時

補助事業の内容を変更しようとする場合は、第4号様式に変更する内容及び経緯を説明する書類を添えて提出し、県の承認を得なければなりません。ただし、設備の種類ごとの補助額に影響を及ぼすことがないものについては提出の必要はありません。実績報告時に仕様変更報告書を提出してください。

※交付決定後に、交付決定額を増額することはできません。

計画の変更時に提出が必要な書類	
(ア)	変更承認申請書（別表3 第4号様式）
(イ)	変更する内容*及び経緯を説明する書類 *金額の変更の場合…変更契約書又は見積書 補助対象設備の変更の場合…仕様書等

(5) 中止・廃止時

県が補助金の交付決定をした後に、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、速やかに次の書類を提出してください。

計画の中止・廃止時に提出が必要な書類	
(ア)	中止・廃止承認申請書（別表3 第7号様式）

第5章 事業の完了報告

1 事業の完了

(1) 事業の完了とは

事業の完了日は、次に掲げる期日のうち、最も遅い日です。

事業は令和9年3月31日(水)までに完了しなければなりません。完了しない場合、補助金の対象外となります。

事業の完了日(下記項目のいずれか遅い日)

- ・補助対象設備の「設置工事の完了」
- ・補助対象設備又は補助対象設備が設置された住宅に係る全ての「代金の支払完了」
- ・補助対象設備又は補助対象設備が設置された「住宅の引渡し」

※クレジットカード決済の場合、引落された日を支払日としますので、年度内に引落としまでが行われるようご注意ください。

※電力会社との接続契約や、FIT 認定手続きが終了している必要はありません。

！ 注意点

補助事業が完了しているものの、令和9年3月31日(水)までに下記(2)実績報告書を提出できない場合は、令和9年3月31日(水)までに実施状況報告書(別表3 第10号様式)を提出してください。

(2) 実績報告書の提出

事業完了日から2か月以内、または、令和9年4月30日(金)のいずれか早い日までに必着で提出してください。

なお、事業完了日から2か月の日が県の休日(土日祝、12/29~1/3)に当たる場合は、その前日が期限となります。年末年始の期間に差し掛かる場合は特にご注意ください。

※令和9年2月28日(日)以前に事業完了した場合は、事業完了日から2か月以内が必着の期限となります。

※2か月を過ぎてしまった場合、補助金の対象外となりますので、期間内に実績報告書が提出できるよう、事業完了後は速やかに実績報告の手続きを行ってください。

提出された実績報告書に基づき審査を行った上で、補助金を交付します。

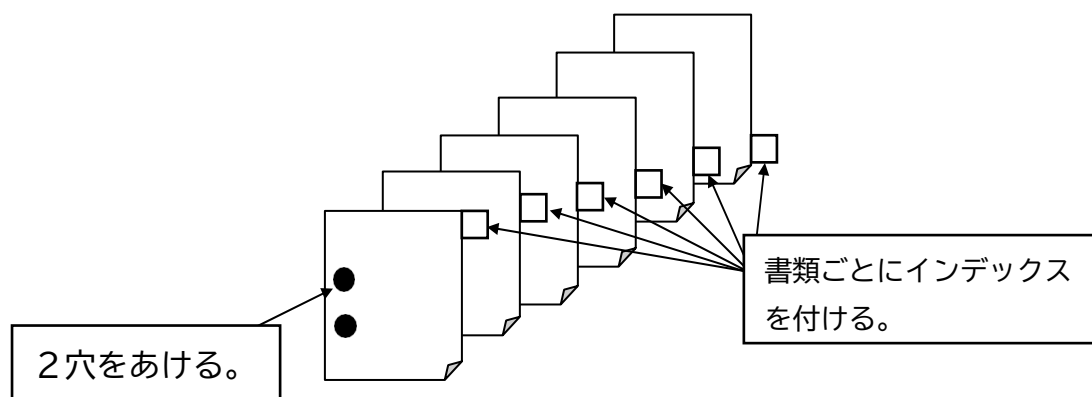
※日程には必ず余裕を持って提出してください。

2 実績報告時に提出が必要な書類

提出する書類は次のとおりです。必要書類を確認の上、電子申請システム又は郵送で提出してください。郵送により提出する場合は、書類にインデックスを付けてください。

※提出方法は「第7章 書類の提出先・問合せ先」を参照してください。

<イメージ>



2-1 戸建住宅の場合

番号	提出書類	提出書類の詳細など	要否
(1)	実績報告書 (別表3第11-1号 様式)	ホームページから所定の様式をダウンロードし、必要事項を記入すること。 記載例を必ずご確認ください。	◎ 必須
(2)	事業結果報告書 (別表3第11-1号 様式別紙1)	※必ず今年度の様式をご利用ください。 昨年度の様式で記載された申請は受け付けできません。	◎ 必須
(3)	通帳等の写し ※申請者本人名義の口座に限る。	名義が 申請者本人 のものに限ります。 【通帳がある場合】 補助金振込先の口座名義人(フリガナ)、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されている部分の通帳の写し。 【ネットバンキング等で通帳が無い場合】 ネットバンキングの入力画面(口座名義人『カタカナ又はローマ字』、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載された画面)のコピーなど。キャッシュカードの写しでも認めますが、クレジットカード一体型の場合は不要な情報が写りこまないよう注意してください。	◎ 必須

(4)	仕様変更報告書 (別表3第11号様式 別紙2)	【補助額に影響を及ぼすことがない仕様等を変更した場合のみ】 ホームページから所定の様式をダウンロードし、必要事項を記入すること。 併せて、変更に係る見積書等の写しや仕様書等、確認できる書類を提出すること。	△ 該当の場合
(5)	住宅の登記事項証明書の写し ※ <u>交付申請時に提出していない場合のみ</u>	既存住宅で交付申請時に住宅の登記事項証明書の写しを提出することができなかった場合は提出すること。 登記情報提供サービス等でダウンロードしたものは不可。	△ 該当の場合
(6)	当該住宅の引渡しの期日を証する書類	新築注文住宅・新築分譲住宅の場合に提出すること。	△ 該当の場合
(7)	現行の耐震基準に適合させる改修工事が施工されていることを証する書類の写し	昭和56年6月1日より前に建築確認を得て着工した住宅で、本年度中に改修工事を行った場合のみ 交付申請時に提出していない場合に提出すること。	△ 該当の場合
(8)	補助対象設備の設置後の完成写真等	建物の全体写真、設置状況及び型番が確認できること。 提出にあたっては、欄外(次々ページ参照)の【完成写真として求める写真等】を必ずご確認ください。 ※写真の撮影方法が令和7年度から変更となっています	◎ 必須
(9)	領収証の写し等支出を証する書類	宛名が 申請者本人 のものであること。 ※申請時と契約金額の総額が異なる場合は、変更契約全体の明細書及び、補助対象経費(太陽光発電・蓄電システムに係る費用)の内訳が明らかとなる明細書が必要となります。 ※連名での領収証の場合、太陽光発電・蓄電池の部分の支払いを申請者本人が行ったものか確認させていただく場合があります。	◎ 必須
(10)	受電地点特定番号がわかる資料 ※ <u>二世帯住宅で、二世帯目以降の場合</u>	交付申請時に提出していない場合のみ提出すること。 <u>※同一の設置場所において付与されているすべての受電地点特定番号がわかる資料を添付すること。</u>	△ 該当の場合
(11)	利益等排除に関する書類	補助対象経費の中に、補助事業者自身、100%同一の資本に属するグループ企業又は関係会社からの調達(工事含む)する場合のみ提出すること。	△ 該当の場合

(12)	その他知事が必要と認める書類	必要な場合は追加の書類提出を求めています。	△ 該当の場合
------	----------------	-----------------------	------------

2-2 共同住宅の場合

番号	提出書類	提出書類の詳細など	要否
(1)	実績報告書 (別表3第11-2号 様式)	ホームページから所定の様式をダウンロードし、必要事項を記入すること。 記載例を必ずご確認ください。	◎ 必須
(2)	事業結果報告書 (別表3第11-2号 様式別紙1)	※必ず今年度の様式をご利用ください。昨年度の様式で記載された申請は受け付けできません。	◎ 必須
(3)	通帳等の写し ※申請者名義の口座に限る。	名義が 申請者 のものに限ります。 【通帳がある場合】 補助金振込先の 口座名義人(フリガナ) 、 金融機関名 、 店名 、 預金の種類 及び 口座番号 が記載されている部分の通帳の写し。 【ネットバンキング等で通帳が無い場合】 ネットバンキングの入力画面(口座名義人『カタカナ又はローマ字』 、 金融機関名 、 店名 、 預金の種類 及び 口座番号 が記載された画面)のコピーなど。キャッシュカードの写しでも認めますが、クレジットカード一体型の場合は不要な情報が写りこまないよう注意してください。	◎ 必須
(4)	仕様変更報告書 (別表3第11号様式 別紙2)	【補助額に影響を及ぼすことがない仕様等を変更した場合のみ】 ホームページから所定の様式をダウンロードし、必要事項を記入すること。 併せて、変更に係る見積書等の写し等、確認できる書類を提出すること。	△ 該当の場合
(5)	当該住宅の引渡しの期日を証する書類	共同住宅の引渡しを受け取得する場合は、当該住宅の引渡しの期日を証する書類を提出すること。	△ 該当の場合
(6)	現行の耐震基準に適合させる改修工事が施工されていることを証する書類の写し	昭和56年6月1日より前に建築確認を得て着工した住宅で、本年度中に改修工事を行った場合のみ 交付申請時に提出していない場合に提出すること。	△ 該当の場合
(7)	補助対象設備の設置後の完成写真等※又はこれに代わるもの	建物の全体写真、設置状況及び型番が確認できること。 提出にあたっては、欄外(次ページ)の【完成写真として求める写真等】を必ずご確認ください。 ※写真の撮影方法が令和7年度から変更となっています	◎ 必須

(8)	領収証の写し等支出を証する書類	宛名が 申請者 のものであること。 ※申請時と契約金額の総額が異なる場合は、変更契約全体の明細書及び、補助対象経費（太陽光発電・蓄電システムに係る費用）の内訳が明らかとなる明細書が必要となります。	◎ 必須
(9)	住民票の写し	建築主が交付申請を行った場合は、申請後に設立された管理組合の代表者の住民票の写し（発行日から3か月以内のもの。）及び代表者であることが確認できる書類。	△ 該当の場合
(10)	利益等排除に関する書類	補助対象経費の中に、補助事業者自身、100%同一の資本に属するグループ企業又は関係会社からの調達（工事含む）する場合のみ提出すること。	△ 該当の場合
(11)	その他知事が必要と認める書類	必要な場合は追加の書類提出を求めることがあります。	△ 該当の場合

【完成写真として求める写真等】

※下記の②～⑤の引きの写真においては、**撮影日・申請者名を記載した紙又はボードを掲げて撮影者自身で手持ちし撮影してください。**

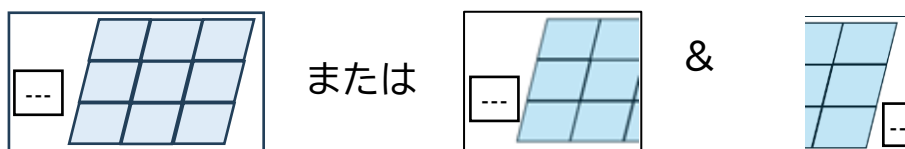
電子黒板アプリの使用は不可。本手引の最終ページにある写真用ボードを使用するか、任意の様式を用意してください（国等の補助金で撮影日・申請者名がわかる紙又はボードを掲げて撮影している場合はその写真をご提出ください）。

①設置枚数が確認できる割付図

②太陽電池モジュールの設置枚数が確認できる写真

※②は太陽電池モジュールの枚数が確認できるように、全体を大きくはっきりと写してください。1枚の写真に収まらない場合は、複数枚の写真に分けてご提出ください。

（例）パネルを9枚設置した場合



9枚全体が収まる写真

6枚が収まる写真

と 3枚が収まる写真の両方

③パワーコンディショナーの型式、製造番号が確認できる写真

④蓄電池ユニットの型式、製造番号が確認できる写真

⑤その他蓄電システム等を構成するための機器の写真

（パッケージを構成する機器、自立運転時に機能するための電気設備など）

※③～⑤は、建物に設置されていることがわかるよう、引きの写真（撮影日・申請者名を記載した紙又はボードを掲げたもの）を撮影のうえで、型式・製造番号が確認できる寄りの写真を撮影し、2種類を提出してください。

⑥導入した設備(②～⑤)が稼働可能なことが確認できる写真

※表示装置などで稼働状況を表示している画面などを撮影してください。

- ・ 連系運転時の写真
- ・ 自立運転時の写真（*試運転時の写真も可）

※表示装置から明確に連系運転・自立運転が読み取れない場合は、説明書（該当部分のみ）も提出してください。

（例）



蓄電システム等のランプ点灯状態により連系運転及び自立運転がわかる写真
 ※ランプ点灯と運転状態の対応がわかるよう、説明書も併せて提出してください。

◆実績報告時によくある不備

分類	よくある不備	対応
実績報告書	申請者が転居しているにも関わらず、申請時と同じ住所で申請している。	申請者が転居した場合は、転居後の住所を記載してください。
事業結果及び施工証明書	事業完了日が領収証の入金日より前（工事完了日）となっている。	事業完了日は、新築分譲住宅を除き、工事完了日又は工事に係る費用全額をお支払いした日のうちいずれか遅い日となります。工事完了後の支払いの場合は、支払日が事業完了日です。 ※領収証の発行日ではなく、実際の支払日であることにも留意してください。 ※クレジットカード決済の場合は、代金の引落日が事業完了日になります。引落日が年度内に間に合うようご注意ください

		ださい。
	太陽光電池モジュールの写真が見切れている、または解像度が低く申請時の枚数を確認することができない。	1つの屋根に乗せているモジュール枚数のすべてが1つの写真に収まらない、または収まっても一部分が鮮明に確認できない場合は、撮影する角度を変える、複数枚撮影する等、モジュール枚数が確実に確認できるようにしてください。 また、写真は可能な限り高解像度のものをご提出ください。
補助対象設備の設置後の完成写真等※又はこれに代わるもの	蓄電システムにおいて、蓄電池ユニットが複数台含まれるものの、蓄電池ユニットの写真が1台分しかない。	蓄電システムにおいて、蓄電池ユニットが2台以上含まれる場合は、それぞれの写真の提出が必要です。例えば、3台の蓄電池ユニットで構成されるシステムであれば、蓄電池ユニットの写真が3枚必要です。
	蓄電システムの稼働状況がわかる写真が添付されていない。自立運転の写真又は連系運転の写真の一方しかない。	自立運転時の写真と連系運転時の写真の両方を添付してください。写真だけで稼働状況の判別がつかない場合等は、必要に応じて、設置機器の取扱説明書も添付してください。
領収証の写し等支出を証する書類	支出を証する書類と契約書の金額が一致していない。	変更契約により契約金額が変わった場合は、変更契約の書類をすべて提出してください。その際に、変更となった項目及び金額が明記された書類も併せて提出してください。
	「クレジット」払いの表記がある	ローン払いかクレジットカード決済であるか補記してください。

3 不備があった場合の対応

実績報告の内容に不備があった場合は、適宜修正の依頼を電話又はメール等により行います。**不備がある場合は修正を行うまで補助金の支払いができません**ので、必ずご対応ください。また、交付申請時から連絡先が変更になった場合は、第7章 書類の提出先・問合せ先に記載の<問合せ先>までご一報ください。

// 第6章 補助金の交付

1 補助金の振込み

実績報告書の審査が完了した後、指定の口座に振り込みます。

交付決定時と金額が異なる場合は、その旨の通知を行いますが、**交付決定時から金額に変更がない場合は、通知はしません。**

補助金の振込まではお時間をいただきます。振込日についての要望は受け付けることができません。

2 補助事業における利益等排除の考え方

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくありません。

このため、補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価(当該調達品の製造原価など※)をもって補助対象経費に計上します。

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。

3 財産の管理

補助金の交付を受けた補助事業者は、次の点に留意してください。

ア 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、次の期間内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄(以下、「処分」という。)する場合には、**事前に**財産処分等承認申請書(別表3第13号様式)により処分の承認申請をし、その承認を受けなければなりません。また、知事の承認を得て処分した場合、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることがあります。

財産の種類	期間
太陽光発電設備	10年
蓄電システム等	6年

イ 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出について証拠書類を整備保管しておかなければなりません。また、帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければなりません。

また、共同住宅の場合であって、保存期間が満了しない間に法人又は管理組合を解散させる場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は知事)に帳簿及び証拠書類を引き継がなければなりません。

第7章 書類の提出先・問合せ先

電子申請・郵送による申請いずれの方法で提出する場合においても、県から問合せがあった場合に備え、必ず各種書類の写しを手元に保管してください。

※ 持込による提出は受け付けません

(1) 郵送による提出

1部、次の宛先に郵送してください。レターパック等追跡可能な方法での郵送に御協力ください。

〒231-0005

神奈川県横浜市中区本町1-2 日本経済新聞社横浜支局ビル2階

神奈川県脱炭素戦略本部室補助金審査事務局

住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助担当

※郵便以外での提出（宅配便等による配送）は受け付けません。

(2) 電子申請システムによる提出

e-kanagawa 電子申請からも書類の提出が可能です。電子申請システムで提出した場合は、郵送は不要です。申請完了時には整理番号とパスワードが発行されますので、必ず保管してください。

電子申請システムへのリンクは下記ホームページからご覧ください。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/solar_home/taiyoukouchikudenchi.html

※電子申請システム上の処理状況が「完了」となっている場合でも、これは県が「申請の受付を完了」したことを意味しており、交付決定した旨ではありません。

<問合せ先>

神奈川県脱炭素戦略本部室補助金審査事務局

住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助担当

TEL: 050-1784-5835

受付：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く。）

8:45～17:00（12:00～13:00を除く。）

神奈川県住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金ホームページ:

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/solar_home/taiyoukouchikudenchi.html

※ホームページのお問合せフォームにお問合せいただいた場合、回答まで1週間程度いただく可能性があります。

※上記の事務局は3月下旬頃に終了します。以降のお問合せは下記で承ります。

神奈川県環境農政局 脱炭素戦略本部室 家庭グループ

住宅用太陽光発電・蓄電池導入費補助金担当 宛て

TEL: 045-210-4115

申請者名	
撮影日	令和 年 月 日
撮影者名	

